（R8.8.1 改定）

「やすらぎ・ふれあい館」貸館利用の手引き

1．施設概要

「やすらぎ・ふれあい館」管理委員会（六原自治連合会・六原消防分団・東山区社会福祉協議会で構成）（以下、管理委員会という。）が実施する貸館です。

【利用できる部屋】

1） 会議室 1…56 ㎡

2） 会議室 2…56 ㎡

3） 地域交流スペース…27.5 ㎡

4） ボランティアルーム…33.5 ㎡

【無料貸出備品】

マイク、スクリーン、ディスプレイ、DVDデッキ、CDデッキ、延長コード、OHC、ホワイトボード、電気ポット

【有料貸出備品】

プロジェクター…1 回 1,000 円

【留意点】

1）管理委員会の事業に支障のない場合に限り、利用申込できます。

2）駐車スペースには限りがあります。できるだけ公共の交通機関をご利用ください。

3）防音設備はありませんので、各自配慮をお願いします。

2．利用できる団体

以下の目的をもった東山区内に居住する人を中心に構成する団体が利用できます。

1）地域の自治、自主活動（コミュニティづくり）

2）地域の防火、防災活動

3）地域の福祉活動

4）地域交流

※個人での利用、政治・宗教団体、営利活動を伴う団体は利用できません。

3．利用時間・料金

利用時間： 午前 9 時から午後 9 時まで （窓口対応時間：平日の午前 9 時から午後 5 時まで）

休 館 日： 年末年始（窓口は平日のみ）

利用料金： 全室 1 時間あたり 1,000 円（1 時間単位の貸出のみ） ※区外者が大半の団体は別料金

4．利用方法

①窓口対応時間に「利用登録申請書」を提出して、年度ごとに団体の利用登録をする。（通常 1 週間以内に利用の可否を決定）

②窓口にて部屋・備品の利用申込をする。

【留意点】

1）利用申込の開始は、利用する日の属する月の 3 か月前からです。申込方法は、①毎月平日初日の 9 時から開催する抽選会にご参加いただく、②抽選会後10時以降に一般申込をする、のどちらかです。

2）一般受付の申込は窓口で受け付けます。FAX・郵送・メールでの申込はできません。電話での仮予約は可能ですが、2 週間以内に窓口へ申込書の提出が必要です。

3）利用料の支払いは、原則として利用申請時です。抽選会や電話での仮予約の場合は、申請日から2週間以内に窓口にてお支払いください。

※2週間以内に申込書の提出、料金の支払いがない場合は、キャンセル扱いとなります。

4）利用日の1週間前までのキャンセルについては、翌月に返金対応いたします。利用内容が同じであれば、同月内の利用日の振替も可能です（荒天等の理由により同月内の振替が難しい場合は翌月内に限り振替可）。

5）土・日・祝日、17 時以降に利用する場合は、事前（窓口対応時間内）に鍵を受け取り、会館の開閉管理を各自で責任をもって行なっていただき、翌日以降（窓口対応時間内）にご返却願います。

5．利用にあたって

1）部屋の鍵は利用時間の10分前から受け取り可能です。利用時間には、準備・後始末までの時間を含みますので、時間内にすべて終了するようにしてください。

2）利用終了後は、施設及び付属設備等を原状回復し、利用時間の10分後以内に鍵を返却してください。

3）会館の敷地内は全面禁煙です。

4）利用者の不注意や過失により施設、設備の破損及び付属設備の損傷又亡失した時は、直ちにご報告ください。状況によっては弁償を求める場合があります。

5）利用中に出たゴミは、各自でお持ち帰りください。

6）貸出備品の利用を希望される場合は、事前にお申込ください。

7）下記に該当する場合は、利用の取り消し、または利用を制限させていただきます。

〇他の利用者、来館者及び近隣住民に迷惑をかける行為、並びにその恐れのある物品等を持ち込むこと
〇許可なく、物品等の陳列、販売、宣伝等の営利活動を行うこと
〇許可なく館内の什器・備品を使用すること及び持ち出すこと
〇施設、付属設備等を破損もしくは滅失すること
〇防火に支障のある行為
〇鍵の紛失・無断複製、未施錠、その他防犯上問題があると思われる行為
〇その他、館の運営上、支障がある場合

8）下記に該当する場合は、利用団体登録を取消させていただきます。

〇この説明書または管理委員会委員長の指示に反するとき
〇虚偽、その他の不正手段により利用許可を受けたとき
〇その他、館の運営上、支障があると管理委員会委員長が認めたとき

6．問合せ先

「やすらぎ・ふれあい館」管理委員会 （事務局：京都市東山区社会福祉協議会）
〒605-0863 京都市東山区五条通大和大路東入 5 丁目梅林町 576-5
電話：(075) 551-4849　FAX：(075) 551-4858